ロ　地域連携小児夜間・休日診療料２の施設基準

①　当該保険医療機関において、専ら小児科を担当する保険医が常時一人以上配置されていること。

②　当該保険医療機関において、別の保険医療機関を主たる勤務先とする専ら小児科を担当する保険医及び当該保険医療機関を主たる勤務先とする専ら小児科を担当する保険医により、六歳未満の小児を二十四時間診療することができる体制が整備されていること。

③　地域医療との連携体制が確保されていること。

④　小児夜間・休日診療を行うにつき十分な構造設備を有していること。

⑤　緊急時の入院体制が整備されていること。

(2)　地域連携小児夜間・休日診療料の注１に規定する時間

当該地域において一般の保険医療機関がおおむね診療応需の態勢を解除した後、翌日に診療応需の態勢を再開するまでの時間（深夜及び休日を除く。）

(3)　地域連携小児夜間・休日診療料の注２に規定する施設基準

イ　院内トリアージを行うにつき十分な体制が整備されていること。

ロ　院内トリアージの実施基準を定め、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。

ハ　ロの掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。

四の二　乳幼児育児栄養指導料の注２に規定する施設基準

情報通信機器を用いた診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

四の三　地域連携夜間・休日診療料の施設基準等

(1)　地域連携夜間・休日診療料の注１に規定する施設基準

イ　当該保険医療機関において、別の保険医療機関を主たる勤務先とする保険医及び当該保険医療機関を主たる勤務先とする保険医により、夜間（(2)に規定する時間をいう。）、休日又は深夜に診療することができる体制が整備されていること。

ロ　地域医療との連携体制が確保されていること。

ハ　夜間・休日診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

ニ　夜間・休日診療を行うにつき十分な構造設備を有していること。

ホ　緊急時の入院体制が整備されていること。

(2)　地域連携夜間・休日診療料の注１に規定する時間

当該地域において一般の保険医療機関がおおむね診療応需の態勢を解除した後、翌日に診療応需の態勢を再開するまでの時間（深夜及び休日を除く。）

(3)　地域連携夜間・休日診療料の注２に規定する施設基準

イ　院内トリアージを行うにつき十分な体制が整備されていること。

ロ　院内トリアージの実施基準を定め、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。

ハ　ロの掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。

四の四　削除

四の五　救急外来医学管理料の施設基準等

(1)　救急搬送医学管理料１、夜間休日救急医学管理料１及び救急外来医学管理料の注３に規定する救急外来緊急検査対応加算１の施設基準

イ　休日及び夜間における入院治療を必要とする重症救急患者の救急医療の確保のための診療を行っていること。

ロ　救急医療に係る実績を十分有していること。

ハ　救急外来診療を行うにつき十分な専用施設を有していること。

ニ　救急外来診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(2)　救急搬送医学管理料２、夜間休日救急医学管理料２及び救急外来医学管理料の注３に規定する救急外来緊急検査対応加算２の施設基準

イ　休日及び夜間における入院治療を必要とする重症救急患者の救急医療の確保のための診療を行っていること。

ロ　救急医療に係る相当の実績を有していること。

ハ　救急外来診療を行うにつき十分な専用施設を有していること。

ニ　救急外来診療を行うにつき必要な体制が整備されていること。

(3)　救急搬送医学管理料３及び夜間休日救急医学管理料３の施設基準

休日及び夜間における救急医療の確保のための診療を行っていること。

(4)　救急外来医学管理料の注５に規定する施設基準

イ　電磁的記録をもって作成された処方箋を発行する体制を有していること。

ロ　救急時医療情報閲覧機能を有していること。

(5)　救急外来医学管理料の注７に規定する施設基準

イ　院内トリアージを行うにつき十分な体制が整備されていること。

ロ　院内トリアージの実施基準を定め、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。

ハ　ロの掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。

四の六　外来リハビリテーション診療料の施設基準

(1)　理学療法士、作業療法士等が適切に配置されていること。

(2)　リハビリテーションを適切に実施するための十分な体制が確保されていること。

四の七　外来放射線照射診療料の施設基準

(1)　放射線治療を行うにつき必要な医師、看護師及び診療放射線技師等が適切に配置されていること。

(2)　緊急時における放射線治療を担当する医師との連絡体制等放射線治療を適切に実施するための十分な体制が確保されていること。

四の八　地域包括診療料の施設基準

(1)　地域包括診療料１の施設基準

イ　当該保険医療機関において、慢性疾患を有する患者等に対して、療養上必要な指導等を行うにつき必要な体制が整備されていること。

ロ　往診又は訪問診療を行っている患者のうち、継続的に外来診療を行っていた患者が一定数いること。

ハ　当該保険医療機関において、適切な意思決定支援に関する指針を定めていること。

ニ　地域包括診療加算の届出を行っていないこと。

(2)　地域包括診療料２の施設基準

(1)のイ、ハ及びニを満たすものであること。

(3)　地域包括診療料の注４に規定する施設基準

外来患者に係る診療内容に関するデータを継続的かつ適切に提出するために必要な体制が整備されていること。

四の八の二　削除